

仕様書

国際飛行支援業務（米国アップルトン空港復路）（単価契約）

1 目的

本仕様書は、当庁所属航空機の海外整備完了に伴い、当該航空機を米国ウィスコンシン州アップルトン空港から東京国際空港（以下「羽田空港」という。）へ安全かつ効率的に空輸するため、使用空港における運航・地上支援等の提供を行わせるものである。

2 履行期限：令和8年3月13日（金）

なお、本業務の実施期間はアップルトン空港出発日（JST）から羽田空港到着日までとする。

実施予定期間：令和8年1月16日（金）～令和8年1月17日（土）

3 使用航空機

- (1) 型 式：ガルフストリーム・エアロスペース式 G-V 型^{*}
(2) 航空機登録番号：JA500A

4 搭乗予定者数：乗員5名

日時(JST)		内 容
1月16日（金）	02:00	アップルトン空港発
1月16日（金）	07:40	アンカレッジ空港着
1月17日（土）	06:00	アンカレッジ空港発
1月17日（土）	13:00	羽田空港着

※天候不良等により代替空港へ向かう場合は、次のとおりとする。

日時(JST)		内 容
1月16日（金）	02:00	アップルトン空港発 [*]
1月16日（金）	09:10 10:10	フェアバンクス空港着又は、ケチカン空港着 (アンカレッジ空港利用不可時の代替空港)
1月**日（*）	未定	フェアバンクス空港発又は、ケチカン空港発
1月**日（*）	未定	羽田空港着

5 仕様

(1) 地上支援作業等（アンカレッジ空港到着から出発まで）

- イ. 駐機場及び格納庫の確保
- ロ. 地上誘導業務
- ハ. 車輪止めの着脱
- ニ. 消火器の手配及び取扱
- ホ. 燃料の搭載手配及び供給
(到着時に航空用タービン燃油 JET A-1 または同等品を予定数量 4,000USG 搭載)
- ヘ. 航空機の牽引（トローラーの手配を含む）※必要時のみ
- ト. ラバトリーサービス及び給水、一般廃棄物の処理を各 1 回ずつ
- チ. 作業床高さ 180cm 以上 200cm 未満の脚立及び作業台等の手配
- リ. 降雪時における除雪/除氷/防氷作業

(2) 運航支援作業

アップルトン空港発～アンカレッジ空港到着～出発時及び羽田空港到着まで

- イ. 航空機資格変更及び CIQ 手続き
- ロ. 航空情報及び気象情報の提供
- ハ. 飛行計画の提出、変更手続き、出発及び到着報の発信
- ニ. 使用空港における GD 等必要書類の作成及び関係先への配布、乗組員等の空港内移動のための車両手配（アンカレッジ空港に限る）
- ホ. 使用空港における地上支援作業等及び着陸料、駐機料等の支払い（アンカレッジ空港に限る）
- ヘ. アンカレッジ空港から乗員滞在ホテルまでの送迎の手配
- ト. その他(必要によりセキュリティー費用、TSA Waiver Program 等を実施)

なお、天候不良等により飛行計画を変更する場合、支援業務を必要とする代替空港は次のとおりとし、代替空港においても上記と同様の仕様とする。

日程(JST)	代替空港名	当初予定の空港
1月16日(金)	フェアバンクス空港 又は、ケチカン空港	アンカレッジ空港
1月17日(木)	関西空港	羽田空港

(3) 現地における通信手段等の提供

アンカレッジ及びアップルトンで使用可能な携帯電話 2 台(通話量無制限)及び WIFI ルーター 3 台(4G/LTE 通信量無制限)。提供期間は職員の羽田空港出発前日(1/11)から本邦到着予定日(1/17 予定)とし、受渡及び返却場所は羽田航空基地とする。

6 支払条件

- (1) 請負者は履行完了後、燃料費・各手数料・レート等の変更により契約額と実績額に相違が生じた場合は、請求額を証明する書類等を提出のうえ、契約金額の変更を申し出なければならない。
- (2) なお、精算額確定後は、速やかに請求書を提出すること。

7 その他

- (1) 外貨は支出官レート、(財務省告示第2号/令和7年1月7日) USD=150円により算定のうえ入札すること。
- (2) 全ての作業は、各地の法に従って、適法に行うこと。
- (3) 羽田空港における運航支援作業は直接請負者が行うものとし、国外にあっては、作業を行うハンドリング業者と常時連絡可能な体制を確保すること。
- (4) また、本業務実施期間中は当庁とも常時連絡可能な体制を確保することとし、天候不良等による飛行計画の変更時には、必要な支援等を行うこと。
- (5) 本仕様において疑義が生じたとき及び変更が生じた場合は、双方協議のうえ、監督職員の指示に従うものとする。

8 再委託申請書の提出

請負者は、業務の一部(「主たる部分」を除く。)を第三者に委託又は請け負わせようとするとき(以下「再委託」という。)は、再委託承諾申請書(別紙様式)を提出し、承諾を得ること。ただし、当庁が本仕様書において指定しているもの及び軽微な業務を再委託する場合は、この限りではない。

